

令和5年台風第7号により被災されたお客さまに対する 電気料金等の特別措置について

このたびの台風により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。
当社は、このたびの台風により災害救助法が適用された地域およびその隣接する地域の皆さまを対象に電気料金の支払い期日の延長などの特別措置を実施させていただきます。特別措置をご希望されるお客さまは、大変恐れ入りますが、当社へお電話にてお申込みいただきますようお願い申し上げます。

1. 電気料金の特別措置の適用対象

以下のお客さまが対象となります。

- ・災害救助法が適用された地域およびその隣接する地域の被災されたお客さまで、当社と低圧電気のご契約をいただいているお客さま（当社が直接、電気料金を請求しているお客さまに限ります。）

なお、特別措置の適用地域は、2023年8月16日に国の定める災害救助法の適用地域およびその隣接する地域となります。詳細は別紙（当社による電気料金等の特別措置対象地域）をご覧ください。

※災害救助法の適用地域に関する最新情報については、「内閣府発表災害救助法の適用状況」をご覧ください。

2. 電気料金の特別措置のお申込み方法

電気料金の特別措置をご希望されるお客さまは、9月1日（金）から9月30日（土）までの間の受付時間中に、以下の連絡先までご連絡いただきますようお願いいたします。

ENEOS株式会社 電気特別措置 専用窓口 電話番号 0120-130-340 IP・国際電話などからは0422-35-6521 (受付時間：午前9時～午後5時 [日曜日祝日除く])
--

3. 電気料金の特別措置の内容

(1) 電気料金のお支払期日の延長

2023年9月分の電気料金を対象として、お支払期日を1ヵ月間延長いたします。

ただし、請求金額が確定しており、9月分の支払い期日の延長ができない場合は、2023年10月分のお支払い期日を1ヵ月間延長いたします。予めご了承ください。

(2) 被災にともない電気を全く使用されない場合の基本料金の免除

被災にともない、2023年9月分のご使用電力量（キロワット時）が0キロワット時である場合には、2023年9月分の電気料金を対象として、基本料金を免除いたします。ただし、請求金額が確定しており、9月分の基本料金の免除ができないお客さまは、2023年10月分を対象といたします。なお、基本料金の免除につきましては、対象月の翌月以後の電気料金から控除させていただきます。

4. その他

電気料金の特別措置(1)を適用した場合、9月分の電気料金を10月分以後の電気料金と合算（10月分の電気料金の場合、11月分以後の電気料金といたします。）してご請求させていただく場合がありますので、予めご了承くださいようお願いいたします。

別紙

当社による電気料金の特別措置対象地域（9月1日時点）

災害救助法が適用された地域およびその隣接する地域の被災されたお客さまで、当社と低圧電気のご契約をいただいているお客さま（当社が直接、電気料金を請求しているお客さまに限ります。）を対象といたします。

■ 対象地域

（1）災害救助法が適用された地域

災害救助法 適用都道府県	災害救助法適用市町村
京都府	福知山市、舞鶴市、綾部市
兵庫県	美方郡香美町
鳥取県	鳥取市、八頭郡八頭町、東伯郡三朝町

（2）災害救助法が適用された地域に隣接する地域

都道府県	市区町村
京都府	与謝郡与謝野町、宮津市、船井郡京丹波町、南丹市
兵庫県	豊岡市、朝来市、丹波市、丹波篠山市、養父市 美方郡新温泉町
福井県	大飯郡高浜町、大飯郡おおい町
鳥取県	倉吉市、岩美郡岩美町、八頭郡若桜町、八頭郡智頭町、東伯郡湯梨浜町
岡山県	津山市、真庭市、苫田郡鏡野町

※災害救助法適用地域は、内閣府による「災害救助法の適用都道府県」に準じて更新されますので、最新情報については、「内閣府発表 災害救助法の適用状況」をご参照ください。

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

以上